

平成13年10月16日

福島県内の郵便局で発見された不審な郵便物に対する厚生労働省の対応

福島県で発見された不審な郵便物について、福島県警より厚生労働省国立感染症研究所に検査依頼があったので、経緯等について情報提供します。

1 経緯

- ① 10月14日（日）、福島中央郵便局において、取り扱い中に封かん部分の隙間から『白い粉』が出ている郵便物を職員が発見（差出人不明、宛先オーストラリア）。
- ② 郵便物は福島郵政監察室が、漏出した白い粉は福島県警が、それぞれ保管し、県北保健所において消毒を実施。
- ③ 10月15日午後6時00分ころ、福島県警が国立感染症研究所に検査依頼のために当該検体を搬送（依頼内容：炭疽菌の有無）。

2 厚生労働省の対応

国立感染症研究所への検体搬入（15日午後6時頃）後、検査を開始。

- ① 炭疽菌の基本的な検査（顕微鏡を用いてグラム染色にて炭疽菌の存在の有無を確認）では、炭疽菌を含め細菌らしきものの存在は確認できなかった（午前2時20分頃感染症研究所より厚生労働本省に連絡）。
- ② さらに、炭疽菌の遺伝子解析による検査を実施しており、炭疽菌の有無については、本日（16日）午前中（早ければ8時頃）に、判明する模様。その後、それ以外の病原性細菌の存在について、培養検査を実施することとしており、19日（金）頃に、判明する予定。